

(2)上大島町組織規程

2010.3.07

(目的)

第1条 この規程は、上大島町自治会規約(以下「規約」という。)第4条に規定する組織に関して定めることを目的とする。

(班・組)

第2条 本会の業務を円滑に運営するため、会員を別表に定める班及び組構成とする。
2 班には伍長1名を、組には組長1名を置くが、必要により組長代理を置くことができる。

(伍長の選出)

第3条 伍長は、原則として、班内各世帯(世帯主)が輪番で就任するものとする。
2 当該年度が伍長就任の輪番に当たる世帯において、病気・障害その他の特別な事由があり伍長業務を遂行できる会員がいない場合は、世帯主がその旨申し出を行い、班内の了承を得たうえで伍長就任を辞退できるものとする。
3 前項の規定により、伍長就任が辞退された場合は、輪番における次の順番の世帯が伍長に就任するものとする。
4 伍長世帯が次の各号の一に該当する場合も同様とする。
(1) 当該年度の役員に選任されたとき
(2) 転出等により本会を退会したとき
5 次期伍長の選出は、毎年1月末までに完了させておくものとする。

(伍長の職務)

第4条 伍長の職務は、次のとおりとする。
(1) 班内会員の意見および要望を、伍長会及び組長を通して役員会議に反映させる。
(2) 班内各世帯に対して回覧板を回付し、伝達文書等を配布する。
(3) 班内会員の異動および死亡等について速やかに組長に連絡するとともに、その関連業務に協力する。
(4) 会員の募集および会費の徴収業務に協力する。
(5) 規約第5条で定める伍長会を組織する。
(6) その他、本会業務の推進に協力する。

(伍長会長等の選出)

第5条 伍長会には、伍長の互選により正副伍長会長各1名を置くものとする。
2 正副伍長会長は、伍長を兼任する。
3 正副伍長会長に欠員が生じた場合の補充選出についても同様とする。

(伍長会長並びに副伍長会長の職務)

第6条 伍長会長並びに副伍長会長の職務は、次のとおりとする。
(1) 伍長会長は、伍長会を代表し、伍長の意見および要望を役員会議に反映させる。
(2) 選挙管理委員会の運営に関すること。
(3) 副伍長会長は、伍長会長を補佐し、伍長会長に事故あるときはその職務を代行する。

(伍長会議)

第7条 伍長会長は、職務遂行上その必要を認めた場合は、伍長を招集して伍長会議を開くことができる。

(組長)

第8条 町内を上・中・下・東・西の組に分けそれぞれ組長を置く。
2 組長は、選挙により選任された副自治会長が兼務する。

(組長の職務)

第9条 組長の職務は、次のとおりとする。
(1) 組内の伍長を掌握し、役員会の決定事項を伍長に周知する。
(2) 広報等を伍長に回付する。
(3) 組内の各班の調整及び諸問題に対処する。
(4) 伍長が集金した自治会費等を集約し、会計に納入する。

- (5) 自治会が行う事業の中心的役割を受け持つものとする。
- (6) その他組内の必要な事項について処理する。

(組内会議)

第10条 組長は、必要を認めるときは、組内の伍長を招集し組内会議を開催することができる。

(委員会)

第11条 本会の業務を効率的に推進するため、次の委員会を置く。

(1) 総務委員会

法人登記事務、会員名簿および伍長・組長名簿の作成・整備、規約および規程等の整備、文書の管理（受・発信、管内配布、保管）、公民館の管理・運営、官公庁および関連諸団体との連絡並びに他の委員会の所管に属さない業務を担当する。

(2) ホームページ運営委員会

上大島町ホームページの運営及び関係する備品等の管理に関する業務を担当する。

(3) 老人福祉対策委員会

地域の老人福祉の維持および改善に関する業務を担当する。

(4) 文化祭等委員会

地域文化の振興に関する企画・運営を担当する。

(6) 体育委員会

体育活動の育成・振興に関する企画・運営を担当する。

(8) 納涼祭・祭典委員会

上大島町納涼祭及び各種祭典の企画・運営に関する業務を担当する。

2 各委員会には、それぞれ委員長を置き、副会長が兼務するものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、役員会がこれを定めまたは変更することができる。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、総会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。